

恋のストライク  
決めてみませんか

# 利根町

## 開催日時

2019年 **12月14日** (土)  
14:00 ~ 19:00 (受付 13:30 ~)

## 参加資格

おおむね **25歳~39歳**までの独身者  
※男性は、利根町在住か在勤の方に限ります。

## 募集人数

男性 **15名**・女性 **15名**  
※先着順です。

## 開催場所

第1部 縁結びボウリング  
**ハローズガーデン**  
(イトーヨーカドー竜ヶ崎店サブラ2F)

第2部 カップリングパーティー  
**しゃりま**

## 参加費

男性 **4,000円**  
女性 **2,000円**

## PROGRAM

- ♥ 開会
- ♥ 1対1 自己紹介タイム
- ♥ 第1部 縁結びボウリング
- ♥ 第2部 カップリングパーティー & カップリング結果発表
- ♥ 閉会



申し込み先 利根町役場 企画課 (婚活パーティー事務局)  
MAIL citypro@town.tone.lg.jp  
FAX 0297-68-7990  
問い合わせ先 TEL 0297-68-2211 (内線 332)

参加申込は、**かんたん電子申請**が便利です！  
メールまたは **FAX**でも受け付けています。  
参加申込受付後、振込先などが記載された案内資料をお送りします。

お申込みは  
コチラから

かんたん電子申請



主催：利根町婚活パーティー事務局 (利根町役場 企画課内) 後援：(一社) いばらき出会いサポートセンター / 吉本興業株式会社

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料の控除となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」が発行されます

「証明書」が発送されますが、国民年金保険料を納付された時期によって、発送時期が異なりますので、ご確認をお願いします。また、送付された控除証明書は無くさず大切に保管し、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書 (または領収証書) を添付してください。

「社会保険料 (国民年金保険料) 控除」のため、日本年金機構本部から「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」が発行されます

①平成31年1月1日から  
令和元年9月30日までに納付された方  
→ **11月上旬に発送**

②令和元年10月1日から12月31日までの間に、  
今年はじめて納付された方  
→ **翌年2月上旬に発送**

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」についての照会や、控除証明書を紛失された方は、ご本人のマイナンバーもしくは基礎年金番号をご用意のうえ、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

問い合わせ先  
ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570-003-004 (ナビダイヤル) ☎03-6630-2525 (050から始まる電話の場合)  
月~金曜日：午前8時30分~午後7時 第2土曜日：午前9時30分~午後4時  
※祝日 (第2土曜日を除く) と12月29日~1月3日はご利用いただけません。

土浦年金事務所  
☎029-825-1170 (自動音声案内に従って【2】→【1】をダイヤルしてください。)

**こんなときは必ず連絡・届け出を!**

●家屋の新増築や取り壊しをしたとき  
家屋の新築・増築、または取り壊しを行い、まだ、税務課資産税係の調査を受けていない家屋がありましたら、面積の大小にかかわらずお手数でも必ずご連絡をお願いします。また、年末年始にかけて完成・取り壊しが見込まれる場合にもご連絡をお願いします。  
※連絡・届け出がない場合には、すでに取り壊した建物でも課税されてしまいますので、忘れずに届け出をしてください。

●所有者が亡くなったとき  
相続人の方から代表者 (亡くなった方に代わり、新たに納税される方) を決めていただき「納税者変更届出書」を提出していただくことになります。この届け出により法務局での相続登記が完了するまでの間、代表者の方へ納税通知書を送付させていただきます。  
なお、法務局へ登記のされていない未登記家屋の場合は「未登記家屋所有者変更届」を提出いただければ、所有者を変更させていただきます。

●自宅に隣接する土地を購入または、借用し宅地として一体利用されているとき  
一画地として住宅用地の特例措置が受けられる場合がありますのでお知らせください。

問い合わせ先 役場税務課 資産税係 ☎68-2211 (内線206・207・208)

こんなときは必ず税務課資産税係まで  
連絡・届け出をお願いします！

固定資産税とは…  
土地・家屋・償却資産 (これらを総称し「固定資産」といいます。) を賦課期日である1月1日現在において所有されている方が、資産価値に応じてその固定資産の所在する市町村に納める税金です。